

# 裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名

処分庁

笠岡市社会福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成21年8月28日付けで提起された、処分庁が同年6月30日付け、笠生第4540号により請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく生活保護決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件処分は、これを取り消す。

## 理 由

### 第1 審査請求の趣旨及び理由

申請を6月1日にしており、日中はアパートにいないこともあったが、夜はアパートにいたので、6月の1か月分の保護費を支給してほしいとのことから、本件処分の取消しを求めるものと解し、以下そのように扱う。

### 第2 処分庁の弁明

処分庁の職員が請求人のアパートをたびたび訪問したが、請求人が不在であり、平成21年6月1日から同月29日までの間の笠岡市においての生活実態が確認できなかったため、生活実態が確認された同月30日から保護を開始したものである。

### 第3 当庁の認定事実

審査請求書、弁明書、保護開始決定通知書、処分庁から提出のあった請求人に関する証拠書類等の物件によれば、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成21年5月11日から浅口市において、法に基づく保護（以下「保護」という。）を受けていたが、笠岡市へ転出するため、同月25日付け浅福第5811号により、同年6月1日付けで浅口市における保護は廃止となったこと。

また、請求人が笠岡市に転出する旨を記載した要保護者転出通知書が浅口市から処分庁に送付され、処分庁はこれを同年5月28日に受理したこと。

- 2 請求人は、平成21年6月1日に笠岡市内のアパートの賃貸借契約を締結し、同日処分庁に対し保護を申請し、同日、処分庁はこれを受理したこと。

- 3 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）に基づき認定される保護申請時における請求人の最低生活費は、月額95,210円になること。

生活扶助1類 29,600円

生活扶助2類 35,610円

住宅扶助 30,000円

---

計 95,210円（月額）

また、保護申請時における請求人の収入認定額は、月額 [REDACTED] 円になること。

厚生年金 [REDACTED] 円（2か月分の支給額 [REDACTED] 円から年金担保融資への返済にあてられる額 [REDACTED] 円を差し引いて請求人に支給される額 [REDACTED] 円の2分の1）

企業年金 [REDACTED] 円（年額 [REDACTED] 円の12分の1）

預貯金 [REDACTED] 円（請求人の資産申告による）

---

計 [REDACTED] 円（月額）

- 4 処分庁は、平成21年6月30日に請求人宅を訪問し、請求人の生活実態を確認できたため、保護を同日から開始する本件処分を行ったこと。

### 第4 当庁の判断

請求人は、平成21年6月1日に申請をしているにもかかわらず、6月分が1日分しか支給されないのは不当であり、6月の1か月分を支給するよう主張しているため、これについて検討する。

- 1 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け、社発第246号厚生省社会局長通知）の第10の3によると、保護の開始時期は、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすることとされている。

- 2 法第19条第1項第1号によると、市においては、居住地を有する要保護者につい

ては、その居住地の市長が保護を実施することとされている。また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け、厚生省発社第123号厚生事務次官通知）の第2によれば、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであり、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地と認定することとされている。

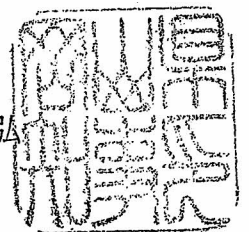
請求人は、浅口市における保護受給中は、居住する住居を有しない状況であったので、居住する住居を確保するための活動の結果、6月1日に笠岡市内のアパートの賃貸借契約を結んでいることや、浅口市の生活保護担当者同席の上で、同日付けでケース移管の手続を行っていることなどから、同日以降は笠岡市に居住地を有する状況になったと認められるため、処分庁職員が請求人のアパートをたびたび訪問しても不在であったことや、請求人が一時的に笠岡市以外の場所にいたことをもって、請求人が笠岡市に居住地を有しないと判断することは適当ではない。

- 3 したがって、請求人は、平成21年6月1日から笠岡市に居住地を有していたと認めるのが相当であり、また、第3の3から、請求人の保護申請時における収入認定額は月額■■■■円であり、これは請求人の最低生活費の月額95,210円を下回っているため、同月1日の保護申請の時点において、請求人は要保護状態にあったと認められるので、処分庁が、保護を同月30日から開始するとした本件処分は不相当であり、本件審査請求は理由がある。

以上により、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成21年12月16日

岡山県知事 石井正弘



(教示)

この裁決に不服があるときは、次のことを行うことができる。

- (1) この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求を行うこと（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、再審査請求をすることができない。）。
- (2) この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした笠岡市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となる。）本件処分の取消しの訴えを提起すること（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができない。）。
- (3) この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決をした岡山県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となる。）この裁決の取消しの訴えを提起すること（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができない。）。
- (4) (1)から(3)までのいずれについても行うこと。